

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 6 年 8 月 8 日提出

案件担当 部 課 等	保健福祉部保険年金課
案件名称	三浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の基本方針について
部門経営 部会 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審議依頼事項	三浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて
現状と課題	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）により、国民健康保険法（昭和 33 年第 192 号。以下「法」という。）の一部が改正され、令和 6 年 12 月 2 日から紙の被保険者証の新規発行が廃止される。これに伴い、法により市が条例で定めることができるとされていた罰則（過料）のうち、被保険者証の返還に応じない者に関する部分が削られることとなった。このため、本市条例における関連規定について必要な整備を行うものである。
案件担当部課等の見解	別紙、基本方針のとおり三浦市国民健康保険条例の一部を改正することしたい。 審議決定後は、令和 6 年第 3 回三浦市議会定例会に議案として提出することしたい。
総合計画及び予算との関係	第 4 次三浦市総合計画 大綱 3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える 目標 5 安心して安全な生活環境づくり 施策 1 市民の「健康力」の増進支援
備考	説明員 押鴨保険年金課長 岩井保険年金課国保 G L